

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡上市	下原	令和2年12月3日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.7 ha
-----------	--------

以下の項目については、別添集落戦略を参照

2 対象地区の課題

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(参考) 中心経営体

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(参考) 農地の貸付け等の意向

下原集落協定 集落戦略（集落の将来像） 令和3年1月29日認定

1. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	
	農業者（協定内）【具体名： 】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名： 】
	農業者（協定外）【具体名： 】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名： 】
☐	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	農業者（協定内）【具体名： 】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名： 】
	農業者（協定外）【具体名： 】
	☐ 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外） 【具体名： 法人認定農業者2経営体 】
担い手等が確保できていない	
☐	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
☐	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
☐	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている	
☐	具体的内容：(1)若年層の減少により、防犯防災活動を行う住民の高齢化 (2)若年層の農業離れにより、農林景観の維持が困難
その他（自由記載）	

2. 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
☐	協定内で担い手を育成・確保
	☐ 農業者
	農地所有適格法人、農業生産組織等
	新規就農者
協定外で担い手を確保	
	農業者（協定外）
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
放牧利用による農用地の管理	
☐	鳥獣被害防止対策の実施
☐	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
☐	その他（自由記載） 担い手への農地の集約化

3. 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
☐	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
☐	その他（自由記載） 維持保全活動に参加できる地区人材の見直し

4. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2－2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

- | |
|--|
| (1～2 年目) 集落内の話し合いにより各農家の現状と将来の営農計画を把握
(2～3 年目) 上述話し合いを通じて把握した内容を地図化し、課題を整理する
(3～4 年目) 地図化された内容を集落全体で話し合い将来の集落の農地維持方針をまとめる
(4～5 年目) 農地維持方針の実現に向けて、具体的な活動内容について検討する |
|--|

5. 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第 5 期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第 5 期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
☐	農地所有適格法人が支援する【具体名：法人認定農業者 2 経営体 】
	J A が支援する【具体名： 】
	集落営農組織が支援する【具体名： 】
☐	農業者が支援する【具体名：農地管理者の後継者 3 名 】
☐	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。